

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

規則  
○福島県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則 三三

告示  
○大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があつた件 三三

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があつた件二件 三三

○保安林の指定を解除する件 三三

## 規 則

○県営土地改良事業の工事が完了した件四件 三三

### 福島県規則第四十九号

#### 福島県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

福島県宅地建物取引業法施行細則（昭和四十年福島県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第八條第三項」を「第七條第三項」に改め、同条第二項中「第八條第一項各号又は第二項各号」を「第七條第一項各号又は第二項各号」に改める。

第十四条第一項中「第九條第一項」を「第八條第一項」に改める。

第九号様式中「第8條第1項」を「第7條第1項」に改める。  
第十号様式中「第8條第1項第3号」を「第7條第1項第3号」に改める。  
第十一号様式中「第8條第2項第3号」を「第7條第2項第3号」に改める。

福島県知事 内 堀 雅 雄

第十二号様式中「第8條第1項第3号」を「第7條第1項第3号」に改める。  
第十三号様式中「第8條第2項第3号」を「第7條第2項第3号」に改める。

### 附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県宅地建物取引業法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の様式第十号、様式第十一号、様式第十二号及び様式第十三号による証明願は、改正後の福島県宅地建物取引業法施行細則様式第十号、様式第十一号、様式第十二号及び様式第十三号による証明願とみなす。
- この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（建築指導課）

## 告 示

### 福島県告示第四百三十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十九年六月十三日から同年十月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年六月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイユーエイト保原店 福島県伊達市保原町上保原字正地内二十二番地一

二 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名  
（変更前）ケイエル・リース&エステート株式会社  
代表取締役 湯川 則之  
（変更後）ケイエル・リース&エステート株式会社  
代表取締役 芳野 秀俊

変更した年月日

平成二十九年四月一日

三 届出年月日

平成二十九年五月三十日

四 届出をした者

ケイエル・リース&エステート株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百三十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年六月十三日から同年七月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十九年六月十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイユーエイト会津若松店 福島県会津若松市駅前町二百三十九番十四号ほか

二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要

意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百三十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年六月十三日から同年七月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び浅川町農政商工課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十九年六月十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイユーエイト浅川店 福島県石川郡浅川町大字浅川字月斉三十一番地一ほか

二 法第八条第一項の規定により浅川町から聴取した意見の概要

意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
平成二十九年六月十三日

解除に係る保安林の所在場所

福島県知事 内堀雅雄

いわき市佐糠町荒屋六八（次の図に示す部分に限る。）、九四の四、九六の三  
保安林として指定された目的

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）  
（森林保全課）

公 告

公告第三百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、磯部第四地区に係る県営農業用施設災害復旧事業（平成23年災）の工事は、平成二十九年三月二十八日完了したので公告する。  
平成二十九年六月十三日

福島県知事 内堀雅雄  
（農村計画課）

公告第三百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、古磯部第二地区に係る県営農業用施設災害復旧事業（平成23年災）の工事は、平成二十九年三月二十八日完了したので公告する。  
平成二十九年六月十三日

福島県知事 内堀雅雄  
（農村計画課）

公告第三百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、埴浜地区に係る県営農業用施設災害復旧事業（平成23年災）の工事は、平成二十九年三月三十日完了したので公告する。  
平成二十九年六月十三日

福島県知事 内堀雅雄  
（農村計画課）

公告第三百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、中浜田地区に係る県営農業用施設災害復旧事業（平成23年災）の工事は、平成二十九年

三月三十日完了したので公告する。  
平成二十九年六月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
(農村計画課)